

# 生徒心得

本校の生徒は高い誇りを持って学業に専念し、学校生活を通じて、人格完成への強い意志を持つことが求められる。

生徒心得は、学校生活における規範を示し、生徒が規律正しい行動をとるための指針である。

## 1 礼儀

- (1) 教師・生徒間での挨拶を常に心掛け、気持ちよく学校生活を送ることができるように日々心掛ける。
- (2) 学校の来校者に対しては、挨拶する。

## 2 頭髪・服装

- (1) 小千谷高等学校の生徒としての自覚と誇りを持ち、品位を保つ。
- (2) 頭髪は染色・脱色・パーマ等の加工をしない。
- (3) 服装は下記に定めた小千谷高等学校の制服を着用する。ピアス・マニキュア・化粧・ネックレス等の装飾品は禁止する。

冬期（10月～5月）は次のような略装を許可する。

[男子]

- ① 標準タイプの黒色の詰襟学生服（以下、制服）とする。ズボンの変形や腰履きは禁止する。上着のボタンは本校指定の金ボタンとし、左襟に校章バッジ（以下、バッジ）を付ける。
- ② 暑さの理由で制服の上着を脱ぐ場合は、白いワイシャツとする。

[女子]（図参照）

- ① ジャケット・スカート（校章入り）（以下、制服）は学校で指定されたものを着用し、変形は禁止する。白のブラウスにリボンを着用し、左襟にバッジを付ける。また、指定されたスラックスを着用することができる。スラックスの女子生徒は、リボン又はネクタイを着用する。
- ② 暑さの理由で制服の上着を脱ぐ場合は、白いブラウスとする。

[男女]

- ① 防寒用としてコート、マフラー、レインコート等を着用する場合は、派手なものは避ける。
- ② セーター・トレーナーを上着の代わりに着用することは禁止する。カーディガンは着用を禁止する。
- ③ 制服の下にセーター等を着用してもよい。ただし、指定色（白、黒、グレー、紺、ベージュの無地）でボタンのないものとする。ワンポイントはあってもよい。なお、セーター等は上着からはみ出さないようにする。
- ④ 靴下は白、又は紺、黒の無地のものを着用する。ワンポイントはあってもよい。ストッキングを着用する場合は無地で、黒、又はベージュとする。

夏期（6月～9月）は次のような略装を許可する。

[男子]

- ・ 上着の代わりに白いワイシャツを着用する。その場合も左胸にバッジを付ける。

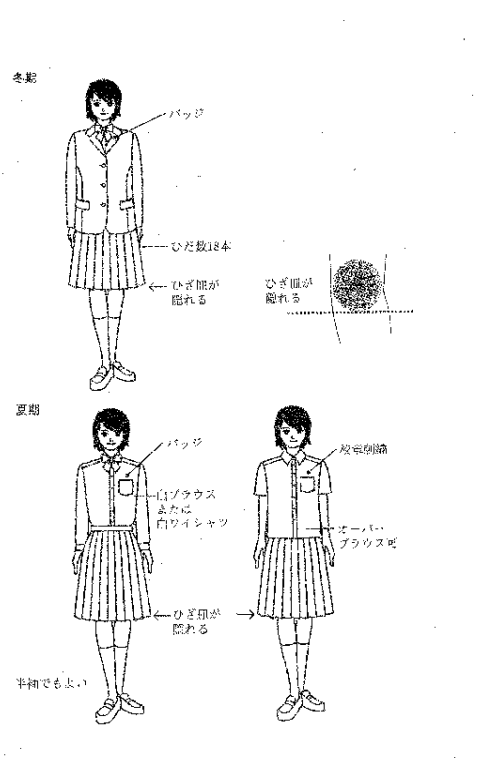
[女子]

- ① 白いブラウス、又はワイシャツを着用する。その場合も左胸にバッジを付ける。リボンは普段着用しなくてもよいが、式典及び特別な行事においては着用する。

- ② 校章が刺繍された学校指定のブラウスにはバッジは付けなくてもよい。
- ③ 指定された夏用のスカート又は指定されたスラックスを着用してもよいが、変形は禁止する。

[男女]

- ① シャツやブラウスの上にベストを着用してもよい。ただし、指定色（白、黒、グレー、紺、ベージュの無地）でボタンのないものとする。ワンポイントはあってもよい。
- ② 校内では指定された制服・内履きを着用する。なお、体育・調理実習等では、授業担当者の指示に従う。
- ③ 5月の最終週及び9月の最終週は衣替え移行期間とする。



### 3 言葉遣い

- ・ 乱暴な言葉は、乱暴な動作を誘発しやすく、品位を損なう。正しい言葉遣いを心掛ける。

### 4 学校生活における諸規定、諸届

- (1) 登校下校は、校門から出入りする。
- (2) 始業時から放課後までの外出は原則として禁止する。やむを得ない場合は、学級担任教員（以下、担任）の許可を得て、外出許可証を受け取る。
- (3) 校内においては、マフラー、手袋、ジャンパー等を着用しない。
- (4) 校内においては、所定の時間及び場所以外での飲食はしない。なお、歩きながらの飲食は厳に慎む。
- (5) 校内外での掲示あるいは連絡事項の放送を行う場合は、あらかじめ、各係に届け出て許可を得る。
- (6) 公共物を大切にし、故意に破損することのないようにする。過失により破損・紛失した場合は、速やかに担任に届け出て指示を受ける。
- (7) 学校を遅刻・欠席する場合は、必ず学校に連絡する。
- (8) 部活動その他やむを得ない理由によって規定時刻以後も学校に居残る場合は、担任あるいは部活動顧問に届け出る。

- (9) 住所変更の場合は、担任に届け出る。
- (10) 感染症にかかった場合、又はそのおそれがある場合は、担任を通じて校長に届け出る。  
感染症にかかった場合は、規定の期間、学校を休まなければならない。
- (11) 親族が死亡した場合は、担任に届け出て、以下のとおり忌引とする。

父母 1 週間以内

祖（曾祖）父母 3 日以内

兄弟姉妹 3 日以内

叔伯父母 2 日以内

- (12) アルバイトは原則として禁止する。

- ① 経済的事情によって、やむを得ずアルバイトをしなければならない場合は、所定の用紙に記入し、担任・保護者・生徒指導係と相談の上、許可を得る。
- ② 職種は、危険を伴うもの・宿泊を伴うもの・酒類の提供を主とする飲食業や深夜におよぶ業種は禁止する。
- ③ 以上の規定に違反した場合は、直ちにアルバイトをやめなければならない。
- ④ 学業不振の者は、アルバイトを行ってはならない。

- (13) スマートフォン、携帯電話について

- ① 校内では使用しない。
- ② 校内では電源を切り、ロッカーに入れる。

## 5 交際その他

- (1) 友人との交際は、相互の信頼と節度があるものでなければならない。
- (2) 宿泊等については保護者の許可がない場合は、行ってはならない。
- (3) 夜間 10 時以降の外出はしない。祭礼、その他社会行事の際は保護者の指導に従う。

## 6 飲酒、喫煙、非行行為について

- ・ 厳に慎み、非行行為は絶対に行わない。

改正 平成 30 年 4 月 1 日